

広島県中学校教育研究会美術部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会美術部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校美術教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内の中学校の教職員で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名

2 役員は、役員会で選出する。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 常任理事は、本会の会務を分担処理する。
- (4) 理事は、常任理事を補佐し、本会の会務を分担処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第8条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、役員会を招集する。

- 2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

(会計)

第9条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、役員会において別に定める。
- 3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(会則改正)

第11条 この会則の改正は、役員の過半数の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この会則は、平成12年4月1日から施行する。